

特定非営利活動法人 徳島 PUSH ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人徳島 PUSH ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は主に徳島県民をはじめとする四国県民に対して、応急処置や心肺蘇生に関する教育を通じ、応急処置や心肺蘇生の知識・技術の普及、啓発活動、情報提供、指導者の養成、またそのために本会内での会員の研鑽に関する事業を行い、主に徳島県民をはじめとする四国県民の健康で安全な社会生活に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 応急処置及び心肺蘇生法の知識・技術の普及をする事業
 - ② 応急処置及び心肺蘇生法の啓発事業
 - ③ 応急処置及び心肺蘇生法に関する情報提供の事業
 - ④ 応急処置及び心肺蘇生の知識・技術を普及するための指導者の養成事業
 - ⑤ 会員の応急処置及び心肺蘇生に関する教育の事業
 - ⑥ 応急処置及び心肺蘇生法に関する地域社会ネットワークの構築
 - ⑦ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①会員相互の交流を図る事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを

除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会

又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員を置く場合は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までには通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければこれを開催することがで

きない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前には通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38項第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を記載すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸貸対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議

決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25号第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 猪子 美由紀

副理事長 福田 靖

副理事長 市原 新一郎

理事 伊澤 義雄

理事 垂水 祥太郎

監事 内田 力哉

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、2026年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 1000円
 会費 1000円（1年間分）
- (2) 賛助会員 入会金 500円
 会費 500円（1年間分）

役員名簿

特定非営利活動法人 徳島 PUSH ネットワーク

役職名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事 (理事長)	猪子 美由紀		無
理事 (副理事長)	福田 靖		無
理事 (副理事長)	市原 新一郎		無
理事	伊澤 義雄		無
理事	垂水 祥太郎		無
監事	内田 力哉		無

徳島 PUSH ネットワーク設立趣旨書

1 趣 旨

心臓突然死は、いつ、どこでも、誰にでも起こりえます。突然、心停止に陥った場合、助かる可能性は数%と非常に低く、日本では毎年およそ7万人の方が心臓突然死で亡くなっています。突然、心停止に陥った場合、できるだけ早く胸骨圧迫を開始し、速やかにAEDを用いて電気ショックをかけることで救命率が上がるため、より多くの人に心肺蘇生法の知識と技術を学んでもらう必要があります。日本でもAEDの設置は進みましたが、AEDを用いた心肺蘇生を行うことのできる人が増えなければ、救命率の向上は期待できません。徳島県民をはじめとする四国県民の方にDVDと実技の練習キットを使った心肺蘇生法の講習（以下、PUSHコース）を受講していただくこと、そして、PUSHコースの開催回数や指導者を増やし、できるだけ多くの人に知ってもらうことが、迅速な心肺蘇生の開始に繋がると考えます。徳島県をはじめ、四国は過疎地域も多く、そこでは救急車が来るまでの時間が平均よりも長くかかる場合があります。救急車が来るまでの間に心肺蘇生を開始できる人を増やすことが救命率の向上には欠かせません。

致死的な状況や、重症な状態になる前の応急処置も大切です。学校生活やスポーツ中、家庭でも急な体調不良やケガなどに対する応急処置をその場にいる人ができることで、医療機関を受診するまでに症状の悪化を防ぐことができます。

また、徳島県をはじめ四国は、南海トラフ地震も懸念され、市民の自助・共助が必要であり、応急処置の知識やPUSHコースで学んだ蘇生は必ず役立つと思われれます。

さらに、大人だけに限らず、子供達が応急処置を学んだり心肺蘇生法を学んだりすることで、命を守るために助け合うことを知り、いじめをなくすこと、将来の医療職へのつながりや、保護者への働きかけにもなると考えます。

今回、法人として申請するに至ったのは、個人や有志で実践してきた活動を事業としてさらに地域に定着させ、継続的に推進していきたいという思いと、活動を広げるために行政や関連団体との連携を深めていくに当たり、社会的にも認められた公的な組織にすることが必要だと考えたからです。加えて、当団体の活動は営利を目的とせず、多くの人に心肺蘇生法と応急処置を知ってもらうことを目的としており、多くの人に参加していただくことが不可欠であるため、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

PUSHコースは、一度に受講できる人数が多いこと、一人ずつ、CPRトレーニングキットを使って、体験できること、DVDを使用するため教育内容の保障があること、受講者に対し講師の数が少なくてもできる、などの利点があります。胸骨圧迫とAED

の使用 방법에特化したコースになっており、一般市民や子供にもわかりやすく実践しやすい内容になっています。徳島県をはじめ、四国にはPUSHコースの開催が少なく、心肺蘇生法を学ぶには不十分です。徳島PUSHネットワークを設立することで、徳島県をはじめ四国での心肺蘇生法や応急処置の普及ができる指導者を確保し、その普及を図ります。PUSHコースや応急処置の受講者を増やすことによって、市民の皆様が心肺蘇生に対する興味を持ち、一人でも多くの方が心肺蘇生を行うことができる地域づくりを行いたいと考えます。

2 申請に至るまでの経過

公立病院の看護師として、自分に地域貢献として何ができるかを考えた時、子供も含めた市民を対象に救命講習を行うことによって、地域の救命率向上に貢献できるのではないかと思い、徳島で平成24年7月より、PUSHコースを開催しはじめました。受講された皆様のアンケート結果では、ほとんどの人が「受講してよかった」「一般市民の自分たちが胸骨圧迫をし、AEDを使うことで、助かる命があることを知らなかった」と答えています。もちろん、各消防署や各団体によって救命講習はなされております。それに加えて、市民の皆様が救命講習を受講する機会を増やすこと、また、救命講習を開催できる指導者を増やすことが、市民の皆様への心肺蘇生法の周知には欠かせないことだと考えました。心肺蘇生法に加え、応急処置についても普及することで医療機関を受診するまでの症状悪化を防ぐことができる知識を持つ人を増やしたいと考えるようになり、応急処置の普及についても活動範囲を広げることとしました。

また、全く関心のない方にも興味をもっていただくためには、メディアを利用した広報活動も必要であると考えています。

徳島県民をはじめとする四国の皆様の受講機会を増やすためには、PUSHコースの開催や応急処置の普及に関する活動を支援し、広報活動も行えるネットワークが必要であり、徳島PUSHネットワークとして展開したいと考えました。

2024年 2月25日

特定非営利活動法人 徳島 PUSH ネットワーク
設立代表者 (氏名)

猪子 美由紀

2024年度事業計画書

法人設立日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 徳島 PUSH ネットワーク

1 事業実施の方針

2024年度は、PUSH 指導者養成講習の開催と、PUSH コースの開催、第1回とくしま県子供メディカルラリーの開催を主な活動とする。それぞれの活動が、次回開催に繋がるようにネットワークの強化も進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
①応急処置 及び心肺蘇 生法の知識 ・技術の普及 をすする事業	子供メディカル ラリーの開催	2024年9 月	徳島県 東部防 災館	60名	36名	400
	PUSHコースの開 催	2024年8 月, 10月	未定	3名	1回30 名	15
②応急処置 及び心肺蘇 生法の啓発 事業	ラジオ・テレビ での啓発	2024年7 月	エフエ ムびざ ん	6名		200
③応急処置 及び心肺蘇 生法に関す る情報提供 の事業	SNSでの情報発 信・情報提供	通年		1名		なし
	ホームページで の情報提供	通年		6名		なし
④応急処置 及び心肺蘇 生の知識・技 術を普及す るための指 導者の養成 事業	PUSH指導者養成 講習の開催	2024年 11月	未定	6名	6名	50
	PUSHコース開き 方講座の開催	なし				なし
	子供メディカル ラリーの指導者 ミーティングの 開催	2024年4 ～9月	未定	10名		なし

⑤会員の応急処置及び心肺蘇生に関する教育の事業	応急処置・心肺蘇生法の勉強会	2024年7月	未定	6名	20人	5
⑥応急処置及び心肺蘇生法に関する地域社会ネットワークの構築	行政や地域との連携	2024年4月	未定	6名		なし
⑦その他当法人の目的を達成するために必要な事業		予定なし				なし

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①会員相互の親睦会の開催	会員相互の情報交換や意見交換のため、親睦会を開催する。	年1回(12月)	パークウェストンホテル	20人	50

2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 徳島 PUSH ネットワーク

1 事業実施の方針

2025年度は、PUSH 指導者養成講習の開催と、PUSH コースの開催、第2回とくしま県子供メディカルラリーの開催、主に徳島県民を対象にした応急処置講習会の開催を主な活動とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
①応急処置 及び心肺蘇 生法の知識 ・技術の普及 をす事業	子供メディカル ラリーの開催	2025年9 月	徳島県 東部防 災館	60名	36名	400
	PUSHコースの開 催	2025年8 月, 10月	未定	3名	1回30 名	15
	応急処置講習会 の開催	2025年5 月, 10月	未定	4名	1回10 名	10
②応急処置 及び心肺蘇 生法の啓発 事業	ラジオ・テレビ での啓発	2025年 未定	エフエ ムびざ ん	6名		200
③応急処置 及び心肺蘇 生法に関す る情報提供 の事業	SNSでの情報発 信・情報提供	通年		6名		なし
	ホームページで の情報提供	通年		6名		なし
④応急処置 及び心肺蘇 生の知識・技 術を普及す るための指 導者の養成 事業	PUSH指導者養成 講習の開催	2025年 11月	未定	6名	6名	50
	PUSHコース開き 方講座の開催	2025年8 月	未定	6名	10名	なし
	子供メディカル ラリーの指導者 ミーティングの	2025年4 ～9月	未定	10名		なし

	開催					
⑤会員の応急処置及び心肺蘇生に関する教育の事業	応急処置・心肺蘇生法の勉強会	2025年7月	未定	6名	20人	5
⑥応急処置及び心肺蘇生法に関する地域社会ネットワークの構築	行政や地域との連携	通年	未定			なし
⑦その他当法人の目的を達成するために必要な事業		予定なし				なし

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
①会員相互の親睦会の開催	会員相互の情報交換や意見交換のため、親睦会を開催する。	年1回(12月)	パークウェストンホテル	20人	50

2024年度 活動予算書
 法人設立日から2025年03月31日まで

特定非営利活動法人 徳島PUSHネットワーク

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	10,000		
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	30,000		
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
.....			
4 事業収益			
PUSHコース事業収益	50,000		
PUSH指導者養成事業収益	60,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益		50,000	
.....			
経常収益計(A)	800,000	50,000	850,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
講師料	50,000		
人件費計	50,000	0	50,000
(2)その他経費			
広報費	230,000		
委託費	0		
交通費	40,000		
消耗品	300,000		
会場費	50,000		
施設等評価費用	0		
原価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	620,000	0	620,000
事業費計	670,000	0	670,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
退職給付費用	0		
.....			
人件費計	0	0	0

(2)その他経費			
会議費	0	50,000	
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
.....			
その他経費計	0	50,000	50,000
管理費計	0	50,000	50,000
経常費用計(B)	670,000	50,000	720,000
当期経常増減額(A-B)	130,000	0	130,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計(D)	0	0	0
経理区分振替額	0	0	
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)	130,000	0	130,000
設立時繰越正味財産額(F)			0
次期繰越正味財産額(E+F)			130,000

2025年度 活動予算書
2025年04月01日から2026年03月31日まで

特定非営利活動法人 徳島PUSHネットワーク

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	10,000		
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	30,000		
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
.....			
4 事業収益			
PUSHコース事業収益	50,000		
応急処置講習会事業収益	20,000		
PUSH指導者養成事業収益	60,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益		50,000	
.....			
経常収益計(A)	820,000	50,000	870,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
講師料	50,000		
人件費計	50,000	0	50,000
(2)その他経費			
広報費	230,000		
委託費	0		
交通費	40,000		
消耗品	300,000		
会場費	60,000		
施設等評価費用	0		
原価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	630,000	0	630,000
事業費計	680,000	0	680,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
退職給付費用	0		
.....			

人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	0	50,000	
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
.....			
その他経費計	0	50,000	50,000
管理費計	0	50,000	50,000
経常費用計(B)	680,000	50,000	730,000
当期経常増減額(A-B)	140,000	0	140,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計(D)	0	0	0
経理区分振替額	0	0	
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)	140,000	0	140,000
前期繰越正味財産額(F)			130,000
次期繰越正味財産額(E+F)			270,000